

## 令和6年度 地元密着型水道修繕登録店 名簿

仙台市水道局 給水部 給水装置課

### ◆ 若林区 にある登録店 ◆ (住所：50音順)

No.	事業所名	事業所在地	電話番号	営業時間	休業日		登録された業務内容										対応可能地域(区)				
					通常	その他	新設 改造	修繕・取替				給水管 屋外	ポンプ 受水槽 等	φ 75 以上	解凍 対応 凍結管	青葉	宮城野	若林	太白	泉	
								トイレ	蛇口 等	給湯 機器	屋内 配管										
1	こうしんじゅうせつ (尙)幸伸住設	若林区荒井字雨坪8-10	090-7795-6432	8:00~17:30	日	○	×	○	○	○	○	○	×	×	○	-	○	○	○	-	
2	たせん (株)タゼン	若林区卸町3丁目1-19	022-284-1641	9:00~17:00	土・日・祝	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○		
3	たいわさーびす 泰和サービス(株)	若林区上飯田2丁目 12-51	090-2603-0341	8:00~18:00	日・祝	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○		
4	きょうりつせつび (尙)共立設備	若林区古城3丁目1-3	070-5621-0449	9:00~16:30	土・日・祝	○	×	○	○	○	○	○	×	×	○	-	○	○	-		
5	さんぽーむききはんばい (株)サンホーム機器販売	若林区南鍛冶町159	022-227-1284	8:00~18:00	日・祝	○	○	○	○	○	○	×	×	×	-	○	○	-			
6	わたなべすいどうさーびす (尙)渡辺水道サービス	若林区南小泉4丁目 13-11	022-286-9676	8:00~18:00	無休	-	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○		
7	りふぉーむたいせい リフォーム大成	若林区元茶畑2	090-9749-6400	24時間	不定休	-	×	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○		
8	せんえんかんこうじせんたー (株)仙塩管工事センター	若林区大和町4丁目7-3	022-238-1071	8:00~17:00	第1・2・4 土 日・祝	○	○	○	○	○	○	○	×	○	-	○	○	○	-		
9	さくらいこうぎょうせんだいてん 櫻井工業(株)仙台支店	若林区六丁の目中町 25-43	022-762-6631	9:00~17:00	日・祝	○	○	○	○	○	○	○	○	×	-	-	○	-			

※ その他の休業日に関しては、大型連休やお盆期間中、年末年始などに休業を予定しております。  
また、事業所の都合により休業する場合がありますのでご注意ください。

## 「地元密着型水道修繕登録店名簿」のご利用について

仙台市水道局では、お客さまからの修繕依頼に対応できる地元の水道工事業者を仙台市指定給水装置工事事業者の中から公募し、一定の要件を満たした者を『地元密着型水道修繕登録店』として登録しております。

この「地元密着型水道修繕登録店名簿」には、水道管の漏水や蛇口・トイレ等が故障したときに、お客さまが修繕を依頼する業日や営業者を選定しやすいよう、地元密着型水道修繕登録店の営業時間、対応できる工事内容について掲載しております。

### 対応できる工事内容について

- 新設、改造・・・・・・・・新たに給水管等を布設する(新設)、既にある給水装置の原形を変える。(改造)
- 修繕、取替・・・・・・・・それぞれの種類の修繕または用具の取替ができる。
- 屋外給水管・・・・・・・・外に埋設している給水管を修繕することができる。(掘削が伴う)
- 受水槽、ポンプ・・・・受水槽及びポンプ系統の修繕ができる。
- φ75以上・・・・・・・・給水管の口径がφ75以上の修繕ができる。
- 凍結管の解水対応・・・・給水管などが凍結した場合、解水できる。



地元密着型水道修繕登録店についての  
お問い合わせ先

仙台市水道局 給水装置課 給水管理係

電話 022-304-0146

FAX 022-304-1056



### 水道工事業者に漏水修繕等を依頼する際の注意点

(複数者から概算見積を取ってから工事を依頼してください。)

※概算見積もりなので、実際の請求額が異なる場合がありますので以下の点に注意してください。

1. お客さまが希望する工事の内容や現地の状況について、水道工事業者に十分説明してください。
2. 事前に、工事の内容や所要時間、概算額等について十分な説明を受けてください。
3. 見積もりが有料となる場合もあります。見積もりをとる前に、水道工事業者にご確認ください。
4. 修繕工事金額に納得ができない場合は、請求額の内訳の提示を求め、不明な点を確認してください。
5. 工事の内容に関して不明な点があれば、その場で水道工事業者に確認をしてください。

※ 給水装置はお客さまの所有物であり、財産です。水道工事(漏水調査・漏水修理等)の契約は、お客さまご自身と水道工事業者との間で、契約を行っていただくものです。

また、給水装置の新設・改造・修繕・撤去(廃止)工事は、仙台市の指定した水道工事業者(仙台市指定給水装置工事事業者)が工事を行うよう、法律で定められています。それ以外の水道工事業者は、工事を行うことができません。